

〔研究ノート〕

教育公務員による教室外・学校外での言論に関するアメリカの判例
—連邦下級裁判所、2000年～2008年、Garcetti判決の前と後—

梶 崎 洋一郎

はじめに

公立学校の教員は、教科指導者として教室で授業を行うだけでなく、教育公務員として学校の運営や自治体の行政にも携わる。そのため、教室での言論¹だけでなく、教室外・学校外での言論も、教育行政機関から制約を受けることがある。

本稿では、アメリカ合衆国における教育公務員による教室外・学校外での言論²に関する連邦の裁判例を紹介する。特に、2006年5月30日のGarcetti v. Ceballos事件の連邦最高裁判決以後、公務員の言論に対する司法審査の基準が変更されて公務員への規制が許容されやすくなっているため、同判決の前と後で裁判所の態度にどのような変化が生じたのかを明らかにするため、2000年～2008年の裁判例を取りあげる³。その際、それぞれの裁判例について、①事実

¹ 拙稿「教員による教室での言論の自由に関するアメリカの判例—連邦下級裁判所および州裁判所、2000年～2017年—」成蹊大学法学政治学研究44号（2018年3月）49頁を参照。

² アメリカでは、教員の自由は、合衆国憲法修正1条に基づいて保障されていると考えられている。修正1条は、「連邦議会は、国教を定め、または自由な宗教活動を禁止する法律；言論または出版の自由を制限する法律；ならびに人民が平穩に集会をする権利、および苦痛の救済を求めて政府に対し請願をする権利を侵害する法律を、制定してはならない」と定める。田中英夫編集代表『BASIC 英米法辞典』（東京大学出版会、1993年）231-232頁。

³ 本稿で紹介する裁判例は、Nelda Cambron-McCabe, Martha McConathy, and Stephen Thomas, *Legal Rights of Teachers and Students*, 2nd ed. (Pearson Education, Inc., 2009), 232-235に掲載のものの中から筆者が選択している。

の概要、②訴訟の経過、③判決の要旨に分けて整理し、特に①では、問題となっている言論の内容、形態、当該言論が生じた文脈をできるだけ明確にする。

それをもとに、公務員の言論の自由および制約に関する連邦最高裁判例に基づく審査基準がどのように適用されているのかを整理・分析し、日常的な教育行政や学校運営の活動の中で、教育公務員は言論の自由を憲法に基づいてどれくらい保障されるのか、あるいは、教育行政機関は教員の言論への制約をどれくらい許容されているのかを明らかにすることを通して、教育公務員の言論が、「政治的中立性」または「中立・公正」といった一般的・抽象的な概念に基づいて教育行政機関によって安易に規制されないような、法原則あるいは司法審査基準を模索するための資料を得ることができよう。

1. 教育行政に関する言論

(1) *Settlegoode v. Portland Pub. Schs.* (9th Cir. 2004)⁴

—巡回体育教員が、特別支援教育にかかる学校の法令違反を批判する—

①事実の概要

原告Pamella Settlegoodeは、オレゴン州のポートランド公立学校区 (Portland Public Schools) で体育教員として採用され、学校区にある2～3の学校で障がいのある生徒たちに体育の授業を行い、連邦法の定め⁵に従って個別指導計画を作成していた。原告は、授業の実施場所がない、教材や用具が不足または破損しているといった問題に直面したため、直接の上司であるWinthropに相談し、さらに上級の管理職であるCreboに10ページにわたる手紙を書き送った。原告はこの手紙の中で、体育教育プログラムが連邦法の定め⁶を軽視した

⁴ *Settlegoode v. Portland Pub. Schs.*, 371 F.3d 503.

⁵ 合衆国法典 20 編 1414 条 (d) 項は、(1) 個別指導計画 (IEP) の定義、(2) IEP が発効すべき要件、(3) IEP の作成、(4) IEP の検討と改定、(5) 複数年にわたる IEP の実証実験、(6) IEP の移行目標を満たさない場合について、(7) 成人の刑務所に在籍する障がいをもつ子どもたちについて、それぞれ定める。20 U.S.C. Sec. 1414(d).

⁶ 合衆国法典 29 編 794 条は、連邦の補助金およびプログラムの下での差別の禁止について定める。29 U.S.C. Sec. 794.

ものであること、障がいをもつ生徒たちへの取扱いには制度上の差別があること、Winthrop が障がいをもつ生徒たちに関心をあまりもっていないという趣旨の記述をした。Crebo はこの手紙への返信で、原告による批判に違和感を示し、また Winthrop も、このような手紙を書かないよう彼女に告げた。原告が Winthrop から受けた業務評価は、採用 1 年目はおおむね良好であったが、原告が手紙を送付して後は悪化して、次年度へ向けての契約更新がないかもしれないとの記述があった。これを受けて原告は、学校区教育長の Canada に 15 ページにわたる手紙を書き送って、彼女が前述の相談・手紙を理由に報復を受けていること、学校区の特別支援教育の施設が不十分であることを主張した。教育長の手紙を受けとった Crebo は、原告の多くの問題点を挙げたうえで、原告の契約更新をしないよう勧告するつもりだと教育長へ返信をした。原告の業務評価は、いくつかの項目で改善がみられたが、それでも学校区の最低基準を満たしていなかったため、学校区は、原告との契約を更新しないと決定した。

②訴訟の経過

原告 Settlegoode は、被告らが、連邦の「1978 年リハビリテーション、包括的サービスおよび発達障がいに関する法律」504 条に違反し、原告の修正 1 条に基づく表現の自由を侵害したと主張して、ポートランド公立学校区、Winthrop および Crebo を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条⁷ およびオレゴン州の公益通報者保護法 (O.R.S. Sec. 659A. 200) に基づいて訴訟を起こした。オレゴン連邦地方裁判所の陪審は、原告に有利な判断をした。しかし裁判官は、被告らによる法律問題 (matter of law)⁸ としての判決の請求を認容し、Winthrop と

⁷ 南北戦争後もはびこる黒人に対する迫害への対応策として、南北戦争後に採択された合衆国憲法修正 14 条に基づき制定された 1871 年の市民権法に置かれた規定である。この法律はクー・クラックス・クラン法ともいわれている。州、準州、またはコロンビア特別区の制定法、条例、規則または慣習の名目のもとに連邦憲法および連邦法が保障した権利、特権若しくは免除をなく奪われた者は、連邦裁判所に損害賠償または差止請求などの救済を求めることができる旨規定している。英米刑事法研究会「英米刑事法研究 (13) アメリカ合衆国最高裁判所 2006 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 42 巻 2 号 (2009 年) 318 頁 (田中利彦執筆) を参照。

⁸ 「事実の認定ではなく、事実への法の適用・解釈を問題にする争点」。田中英夫・前

Crebo が限定的免責 (qualified immunity)⁹ を認められると判断した。また、原告の代理人による誤りを理由に、被告による新たな陪審の請求を認容した¹⁰。

③判決の要旨

第9巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を差し戻した。[1] 被告の限定的免責にかかる利益衡量審査で、明らかに原告の利益の方が重要ではなかったと、原審が判断したのは誤りである。[2] 原告の主張が正しかろうと、最良の方法で意思を伝えるのが可能であろうと、原告の言論の主要な事項が公的に重要なものであることは明らかである。[3] 原告が彼女自身を表明するのを認めることによってもたらされる利益が、彼女の言論から生じた職場のいかなる些細な混乱よりも重要であると、陪審が判断したのはより合理的である。[4] 原告の言論が憲法上保護されていないと Winthrop と Crebo が判断するのは、合理的ではなかったことになる。

(2) Casey v. W. Las Vegas Indep. Sch. Dist. (10th Cir. 2007)¹¹

—教育長が、就学等の連邦財政援助金の受領等にかかる法令違反を是正する—

①事実の概要

原告 Barbara Casey は、ニューメキシコ州のウェスト・ラスベガス独立学校区 (West Las Vegas Independent School District) の教育長を務めた。原告は教育長として、低所得者の3歳～5歳の子どもへ教育の機会、食事、健康管理サービスを提供することをねらいとした学校区 Head Start プログラム (以下、プログラム) という連邦財政援助の最高執行責任者でもあった。原告

掲注2 152頁。‘question of law’ともいう。

⁹ 「Defamation (名誉毀損) の不法行為訴訟において、被告は、彼の名誉棄損的な言説がたとえ真実に反するものであったとしても、公益または私益の合理的擁護のためと認められるような一定の場合には、免責される。このように絶対的 (absolute) ものではなく、制限的 (qualified) ・条件附 (conditional) で認められる免責特権や秘匿特権のこと」。田中英夫・同前 151頁。

¹⁰ 2002 U.S. Dist. LEXIS 2238 (D. Or., 2002).

¹¹ Casey v. W. Las Vegas Indep. Sch. Dist., 473 F.3d 1323.

は、プログラムの運用とその問題点の改善を図るため、Padilla を責任者として採用した。プログラムに登録された家庭のうち約 50% の収入が受給資格をはるかに上回っていると Padilla から報告を受けた原告は、学校区教育委員長の Adams に報告した。しかし、教育委員会の幹部会議で、教育委員長の教育委員からこの問題に取りあわなくてもよいと言われたので、原告は Padilla を通じて、連邦プログラムの地方事務所に連絡した。その結果、合衆国健康福祉省は、いくらかの登録者が受給資格を満たしていないので、連邦補助金の一部返還を命じた。次に、人材募集の適切な告知と会議の予告がないのに教育委員会が人事その他の決定を行ったので、原告は、州検察局に申立書を提出して教育委員会の行為が州公開会議法 (New Mexico Open Meetings Act) に違反すると告発した。原告はそのほか、教育委員会による学校区の運営に関する連邦法または州法違反を指摘した。教育委員会は、原告を教育次長へ降格にすると決定し、さらに次年度に原告との契約を更新しないと決定した。

②訴訟の経過

原告 Casey は、被告による教育次長への降格と次年度への契約不更新の決定が、修正 1 条の権利を侵害する報復に該当すると主張して、学校区、新教育長および教育委員会の委員らを相手取り、訴訟を起こした。被告らは、原告による修正 1 条に関する訴えについて略式判決 (summary judgment)¹² を請求した。ニューメキシコ連邦地方裁判所は、被告らの請求を棄却した¹³。その後、連邦最高裁がいわゆる Garcetti 判決を下したので、追加の回答書を提出するよう両当事者に要求した。

③判決の要旨

第 10 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を一部差戻しとした。[1] 原告 Casey が彼女の上司である教育委員会へ向けた助言は、Garcetti 判決の後には修正 1 条に関する報復の訴えの根拠としてもはや適用可

¹² 「重要な事実について genuine issue (真正な争点) がなく、法律問題だけで判決できる場合に、申立てによりなされる判決」。田中英夫・前掲注 2 181 頁。

¹³ 473 F.3d at 1327.

能ではない。[2] 連邦の Head Start プログラム事務所への原告による間接的な報告は、連邦財政援助プログラムの運用の力によって彼女がもつ責任に影響を与えており、それゆえ、修正 1 条に基づく訴えの根拠を提示することができない。[3] 公開会議法違反に関するニューメキシコ検察局への原告による陳述は、彼女が報告する明確な義務もたない違反とは、性質が異なる。[4] たとえ *Garcetti* 判決の後でさえも、公開会議法違反に関する発言に基づく訴えは、法的に適用可能なままである。

(3) *D'Angelo v. Sch. Bd.* (11th Cir. 2007)¹⁴

— 学校長が、自校をチャータースクールへ移行しようとする取り組み—

① 事実の概要

原告 Michael L. D'Angelo は、フロリダ州のカスリーン・ハイ・スクール (Kathleen High School) (以下、カスリーン) の学校長であった。カスリーンが追加の教職員配置と補助金給付を受けられないと知った原告は、州法の定め¹⁵に従い、同校の地位をチャータースクールへ移行させようとする取り組みを行った。原告はいくつかの場面で、質の高い教育の機会を提供するのが「学校長としての職務」であり、チャータースクールについて調査することや移行させるために行動することが「私にとっての義務である」と記述・証言した。州法の定めでは、チャータースクールへの移行には、該当校教員の過半数の支持を必要とするが、カスリーンでの投票では、賛成 33 票、反対 50 票で否決された。原告はその後、カスリーンの一部分だけをチャータースクールへ移行するのを計

¹⁴ *D'Angelo v. Sch. Bd.*, 497 F.3d 1203.

¹⁵ フロリダ州法は、チャータースクールへの移行の申請につき、「移行申請よりも少なくとも 2 年前に存在する公立学校の学校区教育委員会、学校長、教員、親あるいは学校助言委員会によりなされねばならない」と定める。*Fla. Stat. Sec. 1002.33 (3)(b)*。また、違法な報復行為について、「人事決定について管理権をもつ学校区教育委員会またはその職員は、別の学校区教育委員会の職員がチャータースクールの設立に直接的または間接的に関与していることを理由に、その職員に対して違法な報復行為を行ってはならない」と定める。そのうえで、「本項により禁止される報復行為が発生していると申立てのある期日の後 60 日以内に、職員は、教育省に不服申立てを提出せねばならない」と定める。*Sec. 1002.33 (4)(a)*。See *D'Angelo*, at 1206-1207.

画し、新たな計画に関心をもつ教員らに会議への出席を呼びかけたが、原告は会議当日、教育長から呼び出されたために会議を中止にした。原告によれば、教育長は、カスリーンをチャータースクールへ移行させる取組みを彼が続けるのを、望ましくはないと考えていた。教育次長による原告への業務評価は良好なものであり、同時にカスリーンも南部高等教育学校協会（Southern Association of Colleges and Schools）から好意的な評価を受けていた。しかしその直後、原告は、学校区事務局で罷免を告げられた。これを受けて原告は、州法の定めに基づいて州教育省へ異議を申し立てたが、教育省は、原告との契約の不更新と、彼によるチャータースクール移行の取組みとの間に直接の相互関係がないと判断した。

②訴訟の経過

原告 D'Angelo は、被告による原告の罷免決定が、修正 1 条の権利を侵害する報復に該当すると主張して、教育委員会を相手取り、訴訟を起こした。フロリダ中地区連邦地方裁判所は、被告教育委員会による法律問題としての判決の請求を認容し、Garcetti 判決に基づいて原告の言論が修正 1 条によって保護されてはいないと結論づけた¹⁶。

③判決の要旨

第 11 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を支持した。[1] 原告は、憲法上保護されている言論を行ってはいなかった。カスリーンをチャータースクールの地位へ移行する原告の取組みは、彼の職務上の責任の一部および一群であり、学校長としての資格でなされた。[2] 原告および法廷助言者らは、「我が校の教育の質を改善するいかなるそしてすべての責任を果たす」という証言が、原告による人としての倫理的な義務についてであって学校長としての責任ではないと主張しているけれども、原告による曖昧な発言は、この特徴を裏づけてはいない。[3] Garcetti 判決に基づき、原告は、開催または出席したチャータースクールへの移行についての会議を彼の提案のために

¹⁶ 497 F.3d at 1207.

頼っており、チャータースクールへ移行する原告の取組みは、一市民としてなされてはいなかった。

(4) Posey v. Lake Pend Oreille Sch. Dist. No.84 (9th Cir. 2008)¹⁷

—学校保安専門員が、学区の安全および非常時の方針とその実施を批判する—

①事実の概要

原告 Robert Posey は、アイダホ州のサンドポイント・ハイ・スクール (Sandpoint High School) (以下、サンドポイント) に、初めは駐車場案内係として採用され、本件に関連する時期は「保安専門員 (security specialist)」を務めていた。原告は、学校長 Soper と面談して生徒の規律と安全の問題についての懸念を伝えたが、彼はそれに対して答えなかった。そのため原告は、交友関係のある学区行政主幹 Battenschlag に手紙を書き送った。この手紙には、個人的な不満にかかる部分と、サンドポイントの安全方針にかかる部分があり、前者については、学校長による威圧的な態度に対して原告が抵抗しているという趣旨であった。後者については、サンドポイントでの事例を根拠として、(1) 教育行政による安全問題への無関心、(2) 職員研修の不十分、(3) 安全関連文書の隠蔽と不十分、(4) 無断欠席の指導、(5) セクシャル・ハラスメントの防止、(6) 防火・避難の計画などについて詳述されていた。また、ロンバイン (Colombine) のような学校銃乱射事件が発生するかもしれないので、教育行政が安全・非常の方針を改善する必要があると主張した。当該手紙は、原告が自らの手で、自宅で私的な時間に、自らの意志で書かれた。そして手紙の内容について、原告は、自宅で勤務時間外に、行政主幹および教育長 Berryhill と議論した。原告は、「保安専門員」として、生徒の問題行動の予防と対応に関係する業務を担っていたが、学校長が原告の業務を縮小したため、安全と犯罪予防を支援すること、学校の駐車場、グラウンドおよび玄関・廊下を監視することだけになった。学区が、「保安専門員」の職務と3名の公務

¹⁷ Posey v. Lake Pend Oreille Sch. Dist. No.84, 546 F.3d 1121.

員の職務を「予防専門員 (preventative specialist)」という役職に統合することにしたため、原告はその役職に応募したが、採用されなかった。

②訴訟の経過

原告 Posey は、学校区が彼の職務を縮小したこと、および、新たに統合された役職に彼を採用しなかったことが、修正 1 条および 14 条¹⁸ の権利を侵害・制限する報復に該当すると主張して、学校区を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて訴訟を起こした。アイダホ連邦地方裁判所は、被告学校区に有利な略式判決を認容し、法律問題として、安全の問題を提起する原告の手紙が、職務上の責任に基づいて出されており、それゆえ、憲法上保護されている公的関心にかかる言論ではなかったと結論づけた¹⁹。

③判決の要旨

第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を破棄・差戻しとした。[1] 原告が一公務員と一市民のどちらとして発言したのかという、憲法上保護される地位に関する審査の第 3 要素は、法律と事実の混合した問題である。また、本件での訴答および証拠は、原告の職務上の責任の範囲および内容に関して、重要な事実にかかる真正な争点を提示する。[2] セクシャル・ハラスメントやレイプ、火災、武器の持ち込みといった事項は、学校の生徒の安全に関心をもついかなる共同体にとっても大きな関心事項にきつとなった。それゆえ原告の手紙が、政治的、社会的その他共同体の関心にかかる問題と関係があったのは、疑いの余地がない。[3] 学校区に任務に不利な影響を与え、あるいは、学校区の運営の効率性を阻害した、原告の発言が何もないことを、学校区は認めた。

¹⁸ 合衆国憲法の修正 14 条 1 項は、「合衆国内で誕生しまたは合衆国に帰化し、合衆国の権限に服する者は、合衆国の市民であり、かつその居住する州の市民である。州は、合衆国の市民の特権または免除を制約する法律を制定または実施してはならない。州は、何人からも、法の適正な過程によらずに、その生命、自由または財産を奪ってはならない。また州は、その権限内にある者から法の平等な保護を奪ってはならない」と定める。田中英夫・前掲注 2 234-237 頁。

¹⁹ 2007 U.S. Dist. LEXIS 7829 (D.Idaho 2007).

2. 学校運営に関する言論

(1) Sharp v. Lindsey (6th Cir. 2002)²⁰

—学校長が、生徒服装規定の改定に取り組んだ人々をねぎらう—

①事実の概要

原告 Jerry H. Sharp は、テネシー州のギブズ・ハイ・スクール (Gibbs High School) (以下、ギブズ) の学校長であった。ギブズには服装規定改定検討委員会が設置され、副校長 Taylor の下で教員 4 名、親 4 名および生徒 3 名が作業をしていた。原告は、この委員会が勧告した案に若干の修正を施した服装規定案を、当時教育長 Mullins に提出した。郡法務局がこの規定案を法的な異議申立てに耐えられないと結論づけたのを受けて、新教育長 Lindsey は、現行の服装規定を次年度も有効にしたままにすると認めた。原告は、新教育長 Lindsey への事前の通告なしに、ギブズの服装規定委員会の委員らに手紙を送って、謝意を伝えるとともに経緯を説明した。原告は、新年度の最初の勤務日に開かれた教員らの集まりでモノログ (両当事者はそれを寸劇と呼ぶ) を演じて、新教育長、前教育長および教育委員 Hunley を暗に批判した。新教育長は、服装規定改定案について原告と話し合おうとしていたが、原告が手紙を送って自分を良く見せようとしたことに問題があるとみなした。新教育長は、原告に行政上の有給休暇を取らせた。新教育長は、郡法務局から相談を受けて後、最終的にギブズの学校長から原告を解任すると決定し、同じ号級の給与の数学学習指導員の役職へ彼を再任用した。しかし原告は、対麻痺と糖尿病を患っており、1 年間の療養休暇を取った。

②訴訟の経過

原告 Sharp は、被告による学校長資格の剥奪が、言論の自由およびデュープロセスの権利を侵害したと主張して、新教育長とノックス郡教育委員会を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて訴訟を起こした。テネシー東地区連邦地方裁判所は、侵害がなかったと認定して、被告らに有利な略式判決を認

²⁰ Sharp v. Lindsey, 285 F.3d 479.

容した²¹。

③判決の要旨

第6巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を支持した。[1]原告は、個人的な関心事項について一公務員としてというよりも、公的関心事項について一市民として発言していた。[2]円滑に機能する行政組織の利益は、原告の任用替えによりきつと最もよく提供される。教育長と原告学校長との間に緊張関係がないことの利益は、教育長や教育委員会を差し置いて自己をよく見せようとする原告の利益よりも重要であった。[3]テネシー州法では、学校長の契約に所定の期間があるならば、学校長が（給与を失うことのない）教員職へ任用替えになる前に告知および聴聞を受けるデュープロセスの権利をもち、契約不履行が生じたかどうか、および、生じたのであれば救済を認めるかどうかを決めるための完全で十分な手続きが定められていた。よって、訴訟手続きを利用するよう学校長に求めるのは、デュープロセスの趣旨に反してはいなかった。

(2) *Smith v. Dunn* (7th Cir. 2004)²²

—教員が、公的な会議に出席して教科書その他教材の不足を指摘する—

①事実の概要

原告 Diane Smith は、イリノイ州のバーク・エレメンタリ・スクール (Burke Elementary School) (以下、バーク) の教員であった。原告は、バークの学校長 Dunn から、生徒の成績を校内サーバーのファイルに入力するよう指示を受けたが、それに従わなかったため、警告、ヒアリングを経て1日間の停職処分を受けた。また原告は、授業中に長時間教室を離れていたため、事務室から教室への内線電話に生徒が応答せねばならなくなり、出席の把握・記録にも不備があったため、学校長から警告を受けて後、懲戒手続きを経て2日間の停職処分を受けた。さらに原告は、生徒およびその母親から、授業中に私語をしたと

²¹ 285 F.3d at 484.

²² *Smith v. Dunn*, 368 F.3d 705.

して生徒の襟首をつかんで立ち上がらせ、腕をつかんで教室の外へ引き出したという告発を受けた。そのため原告は、授業担当を外されて後、刑事訴訟こそされなかったが、教育委員会から5日間の停職処分を受けた。これらに加えて、原告は学校長から、3件の指導・叱責を受けた。他方、原告は学校外で、学校区の政策を立案する地方学校委員会（Local School Committee, LSC）と学校長に助言する専門職人事助言委員会（Professional Personnel Advisory Committee, PPAC）に参加しており、パークで教科書その他の教材が不足していることについての懸念を表明した。原告によれば、学校長はこのことに立腹して、委員会で原告が発言している時に電灯のスイッチを切るよう職員に指示した。そして、原告がLSCの役職に立候補した時に学校長が投票規則を変更し、結果として彼女は1票差で落選した。

②訴訟の経過

原告 Smith は、被告による3回の懲戒処分が、憲法上の権利を侵害する報復に該当すると主張して、学校長および学校区理事会を相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。イリノイ北地区連邦地方裁判所は、被告らに有利な略式判決を下した²³。

③判決の要旨

第7巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を支持した。[1]教科書の不足にかかる原告の発言については、原告が発言するのを止めさせるあらゆる努力を被告らがしたこと、あるいは、原告がいかなる有意義な方法でも発言するのを実際に妨げられたことを示す証拠は、何もない。[2]LSC委員の誰かが選挙の情報を彼女に提供するのを意図的に避けたこと、または、選挙で当選する彼女の希望があらゆる方法で被告らによりくじかれたという証拠を、原告は提示していない。また原告は、選挙手続きの変更により彼女が権利を侵害された方法を説明してはいない。[3]被告らは、原告に対してとられたすべての懲戒処分的手段に重大な正当性をもち、これら懲戒処分的手段

²³ 2003 U.S. Dist. LEXIS 10153 (N.D. Ill 2003).

は、原告の言論により動機づけられてはいなかった。[4] それぞれの停職処分や叱責は、記録により十分に立証された過誤や反抗的態度という出来事に続いて下されたので、不利益処分の時機は、とても疑わしいわけではない。

(3) *Koehn v. Indian Hills Cmty. College* (8th Cir. 2004)²⁴

—学校警備員が、新聞に掲載された学校職員の給与額について話題にする—

① 事実の概要

原告 Roger Koehn は、アイオワ州のインディアン・ヒルズ・コミュニティ・カレッジ (Indian Hills Community College) (以下、IHCC) で夜間担当の警備員であった。原告は、業務評価が良好であったため、次年度に向けての昇給と雇用継続を提示された。IHCC は、州法の定め²⁵に従い、IHCC の教職員とその給与額の一覧を含む、年次支出報告を地元新聞で公表した。夜間勤務をしていた原告が他 2 名の警備員とともに通常の朝食をとっていた時、彼らは、原告が職場に持ち込んでいた新聞に掲載の教職員給与額一覧をじっくりと眺め、関心のある数名の教職員の給与額をマーカーペンで塗った。その直後、夜間勤務の副主任が部屋に入ってきてマーカーペンで強調された一覧を見た時、彼は、自分の給与額がその他数人の夜間勤務の警備員よりも少ないのを見て狼狽した。別の上司はその出来事について知り、IHCC の人事および運営担当の副学長であった Lindenmayer に報告した。副学長は、数名の警備員とその問題について事情を聞いた。そして、原告を解雇すると決定した。罷免言渡しの際に原告は、「あなたは敵対者 (antagonist) だ」とか「あなたの勤務はもはや必要とされていない」などと副学長から言われた。原告は、アイオワ公務員雇用関係委員会 (PERB) に「禁止行為の申立て (prohibited practices complaint)」を提出して、アイオワ州公務員雇用関係法に基づいて付与された

²⁴ *Koehn v. Indian Hills Cmty. College*, 371 F.3d 394.

²⁵ アイオワ州法は、「毎年 8 月第 2 週の間、予算年度のコミュニティ・カレッジの予算の収入および支出を示す委員会事務局長の宣誓供述書により立証される陳述の要約を、混合地域で発行される少なくとも新聞 1 紙で折込み 1 枚により公表すること」と定める。 *Iowa Code Sec. 260C. 14(12)*. See *Koehn v. Indian Hills Cmty. College*, 2003 U.S. Dist. LEXIS 14461, 3 (S.D.Iwa. 2003).

権利を行使したことを理由に、IHCC が彼を罷免したと主張した。

②訴訟の経過

原告 Koehn は、本件問題が PERB で係争中であったけれども、被告による原告の罷免決定が、言論の自由に対する原告の憲法上の権利を侵害し、州法に違反したと主張して、IHCC および副学長を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて訴訟を起こした。アイオワ南地区連邦地方裁判所は、原告の言論が公的関心事項に該当しないと判断して、被告らに略式判決を認容した²⁶。

③判決の要旨

第 8 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を支持した。[1] 原告は、公的関心事項を話題にしたために罷免されたけれども、当該発言をしていた時、彼はただ単に公務員として発言していたのであって、一市民または一納税者としてではなかった。[2] 原告は、公的資金の濫用として給与について異議を唱えたり、給与額決定の方法において改善を求めたり、さもなければ公表された給与額についてなんらかの批判や懸念を表明したりしてはいなかった。[3] 結果的に、法律上の問題として、原告の言論は、修正 1 条またはアイオワ州法によって保護されてはいなかった。

(4) *McGreevy v. Stroup* (3rd Cir. 2005)²⁷

—養護教員が、身体障がいのある生徒の親を代理して発言する—

①事実の概要

原告 Linda McGreevy は、ペンシルベニア州のバミューディアン・スプリングス・エレメンタリ・スクール (Bermudian Springs School District Elementary School) の養護教諭であった。原告の勤務評定は、採用から 5 年間は 75 ～ 80 というとても優れたものであった。原告はその後、学校区やエレメンタリ・スクールの様々な問題について発言するようになった。(1) 原告は、身体障がいのある子ども 2 名が特別な支援を得るために、彼らの母親に代わって主張

²⁶ 2003 U.S. Dist. LEXIS 14461 (S.D. Iowa 2003).

²⁷ *McGreevy v. Stroup*, 413 F.3d 359.

した。(2) 原告は、学区が無資格の人物を採用して農薬の散布を実施させたため、多くの生徒や教員が病気にかかったことを批判した。(3) 原告は、ミドル・スクールの養護教諭の名簿に彼女の氏名が誤って記載されていることを、州健康省に連絡した。そして(4) 原告は、学区による前述の生徒2名の取扱いに関する申立て、1999-2000年度の勤務評定71に関する申立てを州の市民権事務所に提出した。原告によれば、監査局が学区の調査を始めた直後、学校長 Stroup、副校長 Tsosie および教育長 Soltis から定期的に批判や叱責を受けたので、彼女は、深刻な偏頭痛に苦しんで2週間の休養を強いられ、結果的には退職願の提出を余儀なくされた。しかし、学区は、3月の退職を許可せず、原告に文書を送っても勤務へ復帰しないならば罷免することになると告知したが、彼女は勤務に復帰しなかった。これを受けて学区は、原告に勤務評定40の通知書を送付し、また、再度警告をして罷免の是非を検討した。その後、彼女を罷免すると公表し、罷免理由の一覧を書面で彼女に送って、ヒアリングの機会を告知した。

②訴訟の経過

原告 McGreevy は、被告による彼女の勤務評定の引下げが、修正1条の権利を侵害する報復に該当すると主張して、学区、教育長および学校長を相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。ペンシルベニア中地区連邦地方裁判所は、被告による略式判決の請求を認容した。教育長と学校長が勤務評価を80から40へ引き下げたことにより原告に対して報復したのかどうかという論点については、被告による法律問題としての判決の請求を認容した²⁸。

③判決の要旨

第3巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を一部破棄した。[1] 原告による、障がいのある2名の生徒を代理しての主張、彼女がミドル・スクールの養護教諭ではないことの州行政職員への連絡、および無資格の個人

²⁸ 2008 U.S. Dist. LEXIS 67196 (M.D. Pa. 2008).

による農薬の散布への批判は、公的関心事項であった。[2] Pickering 基準による比較衡量審査では、原告の行動がエレメンタリ・スクールの機能を大いに混乱させたという被告らの主張は、何もない。[3] 報復の訴えについては、原告は挙証責任を果たしている。2000-2001 年度の原告の業務評価で 80 から 40 へ引き下げるとい被告による決定において、原告による憲法上保護された活動が重大または動機となる要因であったかどうかを、陪審は判断する。[4] 以上より、原告の言論は、修正 1 条によって保護される。

(5) *Houlihan v. Sussex Tech. Sch. Dist.* (D. Del. Nov. 16, 2006)²⁹

—学校心理カウンセラーが、学校教職員の法令違反を指摘する—

①事実の概要

原告 Dorothy Houlihan は、サセックス・テクニカル・ハイ・スクール (Sussex Technical High School) (以下、ハイ・スクール) の学校心理カウンセラーであった。原告は、この役職に就いてすぐに、学校区における特別支援個別教育法 (Individuals with Disabilities Education Act, IDEA) を遵守しない数多くの事例を、副校長兼特別支援教育責任者の Huber および学校区に知らせた。しばらくして原告は、特別支援教育コーディネーターの役職を兼務することになった。しかしその直後、原告は、2つの役職が相互に矛盾するため、彼女の役割やその意義が軽んじられていると確信した。これを受けて原告は、副校長に要望して特別支援教育コーディネーターの役職を解いてもらった。しかしその後、原告によると、彼女は、非協力的であり集中力がなく、会議を長引かせ高等学校の運営に支障を及ぼしていると非難された。また原告は、学校長 Walls-Culotta から、IDEA 違反について発言すること、IDEA 不遵守のあった職員に直接指摘することを禁止された。このように IDEA 不遵守を学校区に知らせる試みが阻まれたため、原告は、教育委員 Mitchell に電話をかけて直接相談した。原告の業務評価は、以前は肯定的かつ好意的なものであったが、Mitchell に直接相談した後、学校長から数度にわたる書面による懲戒あるいは

²⁹ *Houlihan v. Sussex Tech. Sch. Dist.*, 461 F.Supp.2d 252.

否定的な業務評価を受けた。原告は、教育次長（人事および特別支援教育担当）Schreffler、教員組合執行委員長 Dukes および学校長と面談して、彼女との契約を更新しないと告げられた。

②訴訟の経過

原告 Houlihan は、被告による原告との雇用契約不更新の決定が、連邦のリハビリテーション法³⁰、修正 1 条およびデラウェア州法に違反する報復に該当すると主張して、学校区、教育委員会および学校長を相手取り、訴訟を起こした。原告の申立てに対して、被告らは、原告が訴えの利益を主張していないという理由で棄却を請求した³¹。その後、第 9 巡回区連邦控訴裁判所および連邦最高裁判所が、Garcetti v. Ceballos 事件で判決を下したため、デラウェア連邦地方裁判所は、申立書の訂正・再提出を両当事者に認めた。

③判決の要旨

デラウェア連邦地方裁判所は、次のように判断して、被告の請求を一部認容、一部棄却とした。[1] 原告は、憲法上保護されている活動を行っており、そのことを被告らが知っていた。[2] 原告は、憲法上保護されている活動の後でまたは同時に下された雇用関係上の不利益処分について主張しており、彼女の憲法上保護されている活動と雇用関係上の不利益処分との間の因果関係についても主張していた。[3] 原告は、学校心理カウンセラーあるいは特別支援教育コーディネーターとしての彼女の職務上の責任に関して発言しており、実際には、原告の懸念のいくらかは、原告が職務を遂行する方法の核心に及んでいた。[4] IDEA 不遵守に関する原告の発言が一市民としての原告の役割でなされたこと、彼女は主張することができていない。

³⁰ 合衆国法典 29 編 794 条 (d) は、連邦の財政援助およびプログラムに下での差別の禁止にかかる違反を判断するのに用いられる基準について定める。29 U.S.C. Sec. 794(d).

³¹ 461 F.Supp.2d at 256.

(6) Williams v. Dallas Indep. Sch. Dist. (5th Cir. 2007)³²

—学校の体育教育責任者が、スポーツ活動資金の取扱いを批判する—

①事実の概要

原告 Gregory Williams は、ダラス独立学校区 (DISD) のピンクストン・ハイスクール (Pinkston High School) の体育教育責任者兼フットボール部ヘッドコーチであった。原告は、事務管理係へ手紙を書いて、事務管理係がスポーツ活動収支に関係する情報あるいは残高を彼に提供しなかったことに抗議し、この手紙のコピーは、学校長 Wright の手に渡った。また、この手紙で原告は、事務管理係が、スポーツ活動収支で赤字を抱えていること、その事実を彼に不用意に知らせたこと、そのためにスポーツ活動の需要品を生徒競技者に供給するのができなかったことについて批判した。その後、原告は、学校長へ手紙を書いて、学校体育資金の取扱いとスポーツ大会参加費の支出に関してさらに懸念を表明した。この手紙から4日後、学校長は、体育教育責任者から原告を解任した。体育教育責任者の解任は、緊急解任 (emergency removal) および公務休暇 (administrative leave) へ引き上げられ、最終的には DISD は、原告との契約を更新しないと決定した。他方で DISD は、「財政上の説明責任」を含む問題の調査の間、公務休暇を学校長と事務管理係に取らせた。

②訴訟の経過

原告 Williams は、被告による体育教育責任者からの解任決定が、修正1条および14条の権利を侵害・制限する報復だと主張して、DISD を相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。テキサス北地区連邦地方裁判所は、DISD に有利な略式判決を認容し、原告の学校長への手紙が「公的関心事項に言及」しておらず、それゆえ修正1条の保護を受けてはいなかったと判断した³³。

³² Williams v. Dallas Indep. Sch. Dist., 480 F.3d 689.

³³ 2005 U.S. Dist. LEXIS 23023 (N.D. Tex. 2005).

③判決の要旨

第5巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を支持した。[1] たとえ原告の言論が社会的に大いに重要な言論であったとしても、この言論は、公務員の職務上の責任に従ってなされた限り、修正1条に基づいて保護されない。[2] 事務管理係と学校長は、割り当てを変更して体育教育の収支を検討していたので、原告が備品を購入して予算折衝に参加するためには、彼は、予算について上司と相談する必要があった。それゆえ、原告の言論は、職務遂行の一環としてなされた。[3] 原告は、収支情報を必要としたので、彼は、特に大会へ生徒たちを引率して参加費を支払って、体育教育責任者としての役割を適切に行役することができた。よって、原告による事務管理係と学校長への手紙は、体育教育責任者としての職務遂行の一環として書かれており、それゆえ、手紙に含まれる言論は、修正1条によって保護されない。

(7) *Brammer-Hoelter v. Twin Peaks Charter Acad.* (10th Cir. 2007)³⁴

—教員が、勤務時間外に学校外で集会を開いて、学校運営の諸問題を話し合う—

①事実の概要

原告の1人である Judy Brammer-Hoelter は、コロラド州のツイン・ピークス・チャーター・アカデミー (Twin Peaks Charter Academy) (以下、ツイン・ピークス) の教員であった。学校長 Marlatt は、ツイン・ピークスの開校の際、学校の活動や役割について、「教員と親を含めた開かれた議論や意思疎通に従って運営することになる」とうたった。また、苦情処理の手続きについて、「厚意により動機づけられた建設的な批判や助言を歓迎する」と述べた。原告らは、レストラン、各々の自宅または教会に集まって、ツイン・ピークスの経営、運営および業務について議論を行い、数多くの懸念や苦情を提起していた。それに対して、学校長は職員会議で、勤務時間外にツイン・ピークスの問題について誰とも議論しないよう指示した。それにもかかわらず原告らは、学校外で、

³⁴ *Brammer-Hoelter v. Twin Peaks Charter Acad.*, 492 F.3d 1192.

親や一般市民も参加した集会を、合計 20 回以上も開いていた。原告らが議論した問題の多くは、教員としての職務と関係しており、ツイン・ピークス内部の人事や職場環境の問題、中には雇用関係上の責任にも触れていた。学校長は、原告らの集会についてツイン・ピークスの運営委員会に知らせた。原告らの業務評価は、開校初年度は良好であったが、その後は肯定的ではない評価を受けた。また学校長が、廊下ですれ違う時に彼らを見向きを無視したり彼らのいるところで扉をバタンと閉めたりしたため、原告らは、深刻に悩むようになった。原告らは退職願を提出したものの 4 日後にはその撤回を試みたが、運営委員会は彼らの退職を公表した。原告らはその後、ツイン・ピークスの教員職に応募したが、返信はなかった。

②訴訟の経過

原告 Brammer-Hoelter らは、被告による行為が、修正 1 条、5 条および 14 条の権利を侵害・制限する報復に該当すると主張して、学校、学校長および学区を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて訴訟を起こした。コロラド連邦地方裁判所は、被告らに有利な判決を下した³⁵。

③判決の要旨

第 10 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を一部破棄・差戻しとした。[1] 教員として原告らは、議論されているいかなる問題に関しても管理責任や報告義務をもたず、また、議論が勤務時間外にアカデミーの外で行われたので、これら事項にかかる原告らの議論が彼らの職務上の責任を遂行する間に生じたとは言えない。したがって、(1) 他の教員の辞職、(2) 学校の行動規則が教員の言論の自由を制約しうるかどうか、(3) 教職員の水準、(4) 教員の給与および賞与にかかる学校の支出、(5) 学校委員会への批判、(6) 重要な学校行事における学校長と学校委員会の見通し、(7) 学校長との間の支援、信頼、フィードバックおよび意思疎通の欠如、(8) 言論および結社への学校長による規制、(9) 学校委員会による親たちへの取扱い、(10) 学校長によるえこ

³⁵ 2006 U.S. Dist. LEXIS 21372 (D.Colo. 2006).

ひいき、(11) 学校憲章が更新されることになるかどうか、そして (12) 来るべき学校委員会委員の選挙の 12 点の事項に関する原告の発言は、職務上の責任に従ってなされてはいない。[2] (1) 学校の行動規則が教員の言論の自由を制約しうるかどうか、(2) 言論および結社への学校長による規制、(3) 学校憲章が更新されることになるかどうか、および (4) 来るべき学校委員会委員の選挙については、公的関心事項に該当する。[3] 前述の 4 点の事項について発言する原告らの利益は、職場環境を維持する被告らの利益よりも重要である。[4] 業務評価を引き下げるのは、分別のある人が修正 1 条の権利を行使するのを妨げることができる。さらに、憲法上保護される言論および結社への規制強化とブラックリストへの登載もまた、雇用関係上の不利益処分を動機づける重大な要素だという基準を満たすのに重要である。

3. 具体的な教育内容や指導方法に関する言論

(1) *Cioffi v. Averill Park Cent. Sch. Dist. Bd. of Educ.* (2d Cir. Apr. 4, 2006)³⁶

—学校区の体育教育責任者が、フットボール部でのいじめ事件とコーチの指導方法を批判する—

① 事実の概要

原告 Louis J. Cioffi は、アヴリル・パーク・セントラル学校区 (Averill Park Central School District) の非常勤の体育教育管理者 (athletic director/director of physical education) であった。数年間を通して、原告は、アヴリル・パーク・セントラル・ハイ・スクールのフットボール部コーチの Earl の指導方法について、学校区、前教育長および現教育長 Johnson へ異議を申し立てて、教育長へ手紙を送った。その手紙には、Earl コーチによるフットボール指導への批判、学校区によるティーバッグ (tea-bagging)³⁷ 事件の調査の取扱いに

³⁶ *Cioffi v. Averill Park Cent. Sch. Dist. Bd. of Educ.*, 444 F.3d 158.

³⁷ いじめ行為または性的暴行の一種であり、被害者は、他の数名により床に押さえつけられ、別の 1 名が被害者の顔面に自分の性器をこすりつけるというものである。本件では、学校区は、防止および対応の方針を策定したが、被害者の親には知らされな

関する懸念、生徒の健康と安全に対する学校区の責任について書かれていた。原告は、教育委員会へ手紙を転送することを要求したので、教育長は転送した。教育委員会は、幹部会議を開催して、次年度予算の一部分として、原告の体育教育管理者の役職を廃止する非公式の合意があった。役職の急な廃止を知って後、原告は、記者会見を開いて、自己の役職を廃止する教育委員会の決定が、Earl コーチ、フットボール指導計画およびティーバッグ事件の調査に関する批判への報復であるという確信を表明した。また、高校生競技者への最も重要な懸念を繰り返した。原告は、体育教育管理者の役職を失ったけれども、学校区は、体育教育管理者として得ていたよりも少ない給与で（前任者よりは高い給与で）社会科教員としての雇用関係に戻るのを彼に認めた。

②訴訟の経過

原告 Cioffi は、被告によるスポーツ教育管理者の役職の廃止決定が、憲法上の権利を侵害・制限する報復に該当すると主張して、学校区、教育委員会、教育委員長および教育長を相手取り、合衆国法典 42 編 1983 条に基づいて訴訟を起こした。ニューヨーク北地区連邦地方裁判所は、略式命令を被告に認容した³⁸。

③判決の要旨

第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を一部差戻しとした。[1] 裁判所が本件で指摘している手紙と記者会見の内容は、いじめ事件が起こるのを学校区がどのように許したのか、および、学校区がいじめ事件の調査をどのように実施したのかであり、原告の言論のとても公的な性質を立証する。[2] 記者会見については、その形態は、共同体とメディアへ特に向けられた原告の所見を伴う明らかに公的なものであるので、現実の公的な関心であるという事実は、原告の意思伝達が公的関心事項に触れるということを経験所にさらに確信させる。[3] 原告は、ただ個人的な関心によって動機づけられていたわけではなかった。[4] 財政危機がなければ、合理的な陪審は、原告の発

かった。その後、被害者生徒が刑事告発をしたのを受けて、加害者生徒たちは逮捕され、フットボール部のコーチ全員が停職処分を受けた。See Cioffi, at 160-161.

³⁸ 2004 U.S. Dist. LEXIS 19620 (N.D. N.Y. 2004).

言がなくても被告らが同じ処分をきつしなかったと判断することができなかった。

(2) *Gilder-Lucas v. Elemore County Bd. of Educ.* (11th Cir. Jun. 26, 2006)³⁹

—教員が、チアリーダー入団試験の公平性について聞き取り調査に答える—

①事実の概要

原告 Angela Gilder-Lucas は、スタンホープ・エルモア・ハイ・スクール (Stanhope Elmore High School) の期限付きの (nontenured) 理科教員であった。また、チアリーディングのジュニア・ハイスクール代表チームの支援者であった。チアリーダーの入団試験の不公平について、2名の親が異議を申し立てたので、学校長 Fryer は、これら申立ての調査を実施して、入団試験についてのいくつかの質問が含まれるアンケートに回答するように原告に求めた。原告は、アンケートに答え、入団試験についていくつかの懸念を挙げた。学校長は、彼女との契約を更新しないと告げた。学校長は、原告に退職するのを認めると提案したが、彼女は退職しなかったため、契約は更新されなかった。

②訴訟の経過

原告 Gilder-Lucas は、彼女がチアリーダーの選考について懸念を表明したことを理由に解雇されたこと、および、彼女の適正な手続きを経ずに言論の自由を否定され再雇用という財産上の利益を有していたことを主張して、郡教育委員会、郡学校委員会、教育長および教育次長を相手取り、訴訟を起こした。アラバマ中地区連邦地方裁判所は、アンケートへの原告の回答が、公的関心事項に触れておらず、修正1条に基づいて保護されない公務員としての役割においてなされた言論であること、また、非終身雇用の教員には州法に基づき再度の雇用関係を保障されていないので、原告が認識可能な財産上の利益をもっていないことを理由に、被告らに略式判決を認容した⁴⁰。

³⁹ *Gilder-Lucas v. Elemore County Bd. of Educ.*, 186 Fed.Appx. 885.

⁴⁰ 399 F. Supp. 2d 1267, 2005 U.S. Dist. LEXIS 27238 (M.D. Ala. 2005).

③判決の要旨

第 11 巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を支持した。
[1] 原告は、一市民というよりもむしろ、ジュニア・ハイスクール代表チームのチアリーダー支援者としての彼女の責任に従って学校長 Fryer のアンケートに答えたので、修正 1 条によって保護されていなかった。[2] 原告は非終身雇用の教員であり、記録は再雇用を認められるというその他の根拠を明らかにしないので、原告のデュープロセスの権利は侵害されてはいなかった。

(3) *Deschenie v. Bd. of Educ. of Cent. Consol. Sch. Dist. (N.M. 2007)*⁴¹

—学校区の多民族・多言語教育の責任者が、バイリンガル教育の問題点と改善策について意見を述べる—

①事実の概要

原告 Quintina Deschenie は、セントラル・コンソリデイトド学校区 (Central Consolidated School District) (以下、CCSD) のインディアン教育およびバイリンガル教育の責任者であった。教育委員会の当時の委員長 Manning は、CCSD の会議で、幼児から第 3 学年までの子どもへのバイリンガル教育プログラムを変更する可能性に言及した。原告は、前委員長に直接話したり電子メールを送ったりして、彼の提案に賛同できないこと、バイリンガル教育プログラムの最近の状況についての懸念と不足を改善する方法、全体として CCSD が毎日 45 分間の母語指導という州のバイリンガル教育プログラムの要件に従っていないこと、当該プログラムが州の基準に従っておらず、CCSD の中で十分に支援を受けていないという彼女の懸念を伝えた。他方で原告は、地元新聞にゲストコラムを書き、再び、バイリンガル教育プログラムの重要性和、行政および地域からの支援を増やす必要性を表明した。その後、学校のネイティブ・アメリカン教育を賞賛する社説に対して、原告は、この社説を公表していた地元新聞の編集者へ感謝の手紙を書き送った。

その間、原告の業務遂行が墮落し始めた証拠がある。バイリンガル教育補

⁴¹ *Deschenie v. Bd. of Educ. of Cent. Consol. Sch. Dist.*, 473 F.3d 1271.

助金の申請書を期限までに提出しなかったこと、2度のバイリンガル教育申請を拒否したこと、インディアン教育補助金申請書の提出を手助けしなかったこと、複数の学校長とバイリンガル教育補助金の申請について話し合うために予定していた会議に出席しなかったこと、バイリンガル教育プログラムの生徒の一覧を編集するよう原告を指導したが、締め切りに間に合わず、3日遅れで不完全なデータを提出したことなど、数多くの問題があった。新委員長は、原告は、業務遂行について新委員長の何度かの面談の後、罷免を通告された。

②訴訟の経過

原告 Deschenie は、被告による彼女に対する雇用上の不利益処分が、修正1条の権利を侵害する報復に該当すると主張して、教育委員会、教育委員長 Manning および教育長 Besett その他の教育行政職員を相手取り、合衆国法典42編1983条に基づいて訴訟を起こした。被告らは、略式判決の請求を提出した。ニューメキシコ連邦地方裁判所は、被告らに略式判決を認容した⁴²。

③判決の要旨

第10巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判断して、原判決を支持した。[1] 教育委員長 Manning へなした口頭の発言、委員長へ送った電子メール、インディアン教育委員会の会議でなした発言、および新聞で公表されたゲストコラムにかかる出来事は、罷免よりもそれぞれ15か月、15か月、13か月および11か月前に起こった。本件解雇はそれゆえ、追加の証拠がなければ、報復の動機の推論を認めるには時間が経ち過ぎた。[2] 懲戒および役職変更の時点で、編集者への手紙の公表から生ずる混乱を予測するのは、委員会にとって合理的であった。[3] 編集者への手紙に対する教育委員会での批判は、懲戒または役職変更さえも、編集者の手紙と結びつけることができる。しかし、編集者への手紙をその6か月後に起こった罷免と結びつけるのは、不適當である。[4] 以上より、原告の言論が本件罷免の重大または動機となる要因であったかどうかについて、原告は、重要な事実にかかる真正な争点を挙げることができなかつた。

⁴² 473 F.3d at 1275.

まとめ

本研究では、教育公務員による教室外・学校外での言論に関するアメリカの連邦の裁判例を素材としている。本稿で取りあげた事案の傾向につき、次のように整理しておく。

教育公務員による教室外・学校外での言論の事案は、全体として、〈役職に就いて業務を行う中で〉知り得た法令の不遵守や制度の問題点を、上司へ〈指摘した〉、組織を〈批判した〉または組織外部へ〈報告・連絡した〉という教育公務員の言論に対して、〈直属の上司や同僚との関係を危うくする〉または〈教育行政・学校運営を妨げる〉という理由で、教育行政機関がその公務員を〈罷免する〉、〈契約を更新しない〉または〈任用・配置を換える〉という傾向がある。教員による教室での言論の事案⁴³に比べると、言論内容の類型による相違はあまり見られない。

本稿で取りあげた判例は14件にすぎないが、全体的には、教員・養護教員・カウンセラーといった学校現場で生徒たちと直接向き合う公務員による教育行政に関わる指摘・批判・告発は、修正1条の趣旨に沿った憲法上保護すべき言論だと判断する傾向がある。

本稿で取りあげた判例14件のうち、教育公務員の主張が全面的に認められたのは4件、一部認められたのは2件である。教員による教室での言論に関する判例と比べれば多いと言えるが、個人・共同体・国家にとっての公教育の役割の重要性に鑑みれば、不正や問題の是正・改善を図るための指摘・批判・告発は、憲法に基づいてもっと保障されるべきであるように思われる⁴⁴。

※本稿は、財団法人末延財団の大学院博士課程奨学金による研究成果の一部である。

⁴³ 拙稿・前掲注1を参照。

⁴⁴ 小林祐紀「公立学校教員の表現の自由」大沢秀介・大林啓吾編著『アメリカ憲法と公教育』（成文堂、2017年）328-329頁、334-335頁を参照。